

## 一般社団法人日本母性看護学会 委員会に関する規程

(目的)

第1条 本学会が設置する委員会の組織及び運営に関する基本的事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本会に次の委員会を置く。

1. 総務委員会
2. 編集委員会
3. 広報委員会
4. 研究促進委員会
5. 学術支援委員会
6. 生涯学習支援委員会
7. 看護政策検討委員会
8. 高度実践看護推進委員会
9. 利益相反委員会

2 理事会は、必要に応じて臨時委員会を設置することができる。

(委員会の任務)

第3条 委員会は理事会より付託を受けた活動を行い、その経過および結果等を理事会で報告する。

2 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務局に保管する。

(委員の構成)

第4条 委員会は、担当理事と正会員の委員をもって構成する。

- 2 委員長は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得た者とする。
- 3 委員は、正会員の中から委員長が指名し、理事会の承認を得た者とする。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長と庶務担当を指名することができる。

(委員の任期)

第5条 委員長及び委員の任期は原則2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会までとする。また再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とする

(招集)

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(部会等)

第7条 委員会は必要に応じて、理事会の議決を経て、委員会内に部会をおくことができる。

- 2 部会員は、正会員の中から委員長が指名し、理事会の承認を得た者とする。
- 3 部会には、委員長が指名した部会長をおくことができる
- 4 部会員の任期は、部会を設置した当該委員会委員の任期と同一とする。

(活動計画及び報告)

第8条 各委員会は、年度末までに活動報告書を理事会に提出する。

2 各委員会は、年度末までに次年度予算及び活動計画案を理事会に提出する。

(規程の改訂)

第9条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、令和4年3月22日から施行する。